

監 査 報 告 書

2020年5月11日

学校法人山梨英和学院

理 事 会 御中

評 議 員 会 御中

学校法人山梨英和学院

監事

桃井 明男 

監事

薬袋 洋子 

私たちは、学校法人山梨英和学院の監事として、私立学校法第37条第3項に基づいて同学院の2019年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）における財産目録及び計算書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び附属明細表）を含め、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行いました。

私たちは監査にあたり、理事会、評議員会その他重要な会議に出席するほか、理事等から業務の報告を聴取し、重要資料を閲覧すると共に会計監査人と連携をとるなど必要と思われる監査手続を実施しました。

監査の結果、私たちは、学校法人の業務に関する決定及び執行は適切であり、財産目録及び計算書類は会計帳簿の記載と合致し、法人の収支及び財産の状況を正しく示しており、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めました。

以上